

設計業務委託特記仕様書

委託業務名	竹原市消防団（第4分団）消防格納庫新築工事に伴う 設計業務委託
履行場所	竹原市吉名町
履行期間	契約日の翌日～令和7年9月19日

令和7年4月

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 竹原市消防団（第4分団）消防格納庫新築工事に伴う設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 (竹原市消防団（第4分団）消防格納庫)
(2) 敷地の場所 (竹原市吉名町)
(3) 施設用途 (消防格納庫)
(平成21年国土交通省告示第15号 別添二第4号 第1類)

3. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「○」の印が付いたものを適用する。「○」印の付かない場合は、「※」印を適用する。

「○」印と「⊗」印が付いた場合は共に適用する。

4. 設計と条件

(1) 敷地の概要

a. 用途地域及び地区の指定

(都市計画区域内 第1種住居専用地域 建ぺい率 60% 容積率 200%)

b. 防火地域 (指定なし 22条区域)

c. 敷地の面積 (旧吉名小学校敷地を分割 分割範囲は調査職員と協議により決定)

(2) 敷地の概要

a. 施設の延床面積

(約100㎡)

b. 主要構造 (事業者提案による（木造が望ましい）)

c. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕課)による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体 II類

2) 建築非構造部材 A類

3) 建築設備 甲類

(3) 建設の条件

a. 予定工事費 (42,500千円（税込）)

b. 建設工期 (令和7年10月～令和8年3月)

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（令和6年3月26 日国営整第 213 号）による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- 建築（総合）基本設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 建築（構造）基本設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 電気設備基本設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 機械設備（昇降機を含む）基本設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

a. 実施設計

- 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

(2) 追加業務の内容及び範囲

- 積算業務（積算数量調書の作成は、R I B Cにより行う。）
 - ・ 建築積算 （積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
 - 電気設備積算 （積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
 - 機械設備積算 （積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- ・ 透視図作成
〔種類（透視図） 判の大きさ（ ） 枚数（ ） 額の有無（有） 材質（ ）〕
- ・ 透視図の写真撮影
〔カット枚数（ ） 判の大きさ（ ） 白黒・カラーの別（ ） 電子データ（ ）〕
- ・ 模型製作
〔縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ） 材質（ ）〕
- ・ 模型の写真撮影
〔カット枚数（ ） 判の大きさ（ ） 白黒・カラーの別（ ） 電子データ（ ）〕
- 確認申請に関する資料の作成及び申請手続き業務（手数料の納付は含まない）
- 関係法令等に基づく各種申請手続き業務
 - ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務
- 省エネ適判資料の作成及び手続き業務
 - ・ リサイクル計画書の作成
- 概略工事工程表の作成
 - ・ 営繕事業広報ポスターの作成
 - ・ 建築物の利用に関する説明書の作成
 - ・ 住民説明等に必要資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
 - ・ 日影図の作成
 - ・ 総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成
- 建築場所についての検討業務
- SWS地質調査業務

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d. 調査職員の指示により、「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに調査職員に提出する。

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお「番号等」に「〇〇版」とあるのは、国土交通省大臣官房官庁営繕部が監修した出版物等を指す。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| a. 共 通 | (番 号 等) |
| ○ 公共建築工事積算基準 | (最 新 版) |
| ○ 公共建築工事共通費積算基準 | (最 新 版) |
| ○ 公共建築工事標準単価積算基準 | (最 新 版) |
| ○ 建築物解体工事共通仕様書 | (最 新 版) |
| ○ 建築工事における建設副産物管理マニュアル | () |
| | |
| b. 建 築 | |
| ○ 建築工事設計図書作成基準 | (最 新 版) |
| ○ 敷地調査共通仕様書 | (最 新 版) |
| ○ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） | (最 新 版) |
| ○ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） | () |
| ○ 建築設計基準 | (最 新 版) |
| ○ 建築構造設計基準 | (最 新 版) |
| ○ 建築工事標準詳細図 | (最 新 版) |
| ○ 構内舗装・排水設計基準 | (最 新 版) |
| | |
| c. 建築積算 | |
| ○ 公共建築数量積算基準 | (最 新 版) |
| ○ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編） | (最 新 版) |
| ○ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編） | (最 新 版) |
| ○ 営繕工事積算チェックリスト（建築工事編） | (最 新 版) ・貸与 |
| | |
| d. 設 備 | |
| ○ 建築設備計画基準 | (最 新 版) |
| ○ 建築設備設計基準 | (最 新 版) |
| ○ 建築設備工事設計図書作成基準 | (最 新 版) ・貸与 |
| ○ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） | (最 新 版) |
| ○ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） | (最 新 版) |
| ○ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） | (最 新 版) |
| ○ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） | (最 新 版) |
| ○ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） | (最 新 版) |
| ○ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） | (最 新 版) |
| ○ 建築設備耐震設計・施工指針 | (最 新 版) |
| ○ 建築設備設計計算書作成の手引 | (最 新 版) |

e. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準 (最 新 版)
- 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) (最 新 版)

(3) 提出書類

a. 業務実績情報の登録の可否

・ 要

受注者は、公共建築設計者情報システム (PUBDIS) に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録 (調査職員の押印済み)」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

○ 不要

b. 提出書類及び資料 (成果品)

- 着手通知書 1 部
- 業務工程計画表 1 部
- 管理技術者選任通知書 1 部
- 見積依頼先名簿届 1 部
- 期間別業務履行報告書 1 部 (月 2 回提出 業務の進行状況のわかる資料を添付すること)
- 設計図 (CADデータ)
- 設計書 (RIBCデータ)
- 概略工程表 1 部
- 製本図面
- 各種数量調書・積算資料
- 成果品納入書 1 部
- 委託業務完了通知書 1 部
- 引渡書 1 部

(4) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- a. 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数
- b. 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日
- c. 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数
- d. 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容 (協力者がある場合)
- e. 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験年数
- f. 業務工程表
- g. 業務実施体制表
- h. その他、調査職員が必要に応じ指定する事項

(5) 担当技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ⑦ 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士又は、建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

(6) 貸与資料等

- a. 既存設計図書等
- ・ 既存建築物設計図書一式
 - ・ 既存工作物設計図書一式

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

- a. 業務着手時
b. 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
c. 定期打合せ（ ）
d. その他（ ）

(8) 設計に当たっての留意事項

- a. 留意事項
- ・ 建設予定地は、校舎・渡り廊下の一部を解体し新築をする計画でアスベスト含有調査については、3箇所を予定している。一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、またはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者が行うものとし、試料採取及び石綿含有分析を行い実施調査報告書の作成を行うこと。含有分析は、定性分析（JIS A1481-1）とすること。また、建設予定場所の決定後、SWS試験（5カ所前後のポイント）を実施し、基礎形状の検討を行うこと。浄化槽については新設する計画とすること。
 - ・ 建設予定地での計画が困難な場合は、旧吉名小学校敷地内での代替え場所を提案し設計を進めること。
 - ・ 建設予定場所は埋設配管があり配管ルートや勾配等の現場調査等を入念に行い、配管の振替を計画すること。
 - ・ 平面・配置計画については、施設の運用方法等を施設管理者・調査職員と協議・調整しながら決定すること。
 - ・ 本業務完了後の工事受注者選定における契約の不調リスクを減らすため、設計の各段階においてコスト管理への配慮を徹底して業務を進めること。
 - ・ 建物の一部を解体するため、動線計画・騒音・振動対策に配慮した工程計画とし、十分な安全対策が確保できる仮設計画を立案すること。
 - ・ 敷地設定について、旧吉名小学校の敷地の一部を分割し新築する計画とすること。
 - ・ 使用材料及び製品は、JIS規格品・工場出来合品（レディーメイド製品）等の信頼性の高いものを有効に活用し、特定メーカーの指定は原則行わないこと。また、使用材料についても名称は普通名称を持って表現することとする。（広島県産の諸資材の使用についても配慮すること。）
 - ・ メンテナンス及び維持管理に配慮した計画とすること。
 - ・ 設計に際しては調査職員と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図るものとし、次の点に留意すること。
 - ・ 工法・材料・機器類等の選定に当たっては、価格・実績・市場の流動性・維持管理の容易性等十分な比較検討をして採用すること。
 - ・ その他上記以外に調査職員が指示する事項

b. 関係法令・基準等

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- ・ 消防法
- ・ 下水道法
- ・ 水道法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 食品衛生法

(9) 履行期間

- ・ 契約の翌日から令和7年9月19日

(10) その他、業務の履行に係る条件等

a. 成果物の取り扱いについて

提出された J W C A D データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

b. 写真の著作権の権利等について

受託者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、国が行う事務並びに国が認めた公的機関の広報に無償で使用するができる。
この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(1) 基本設計

成果物	原図	白焼	製本 形態	適用
a. 建築（総合）				
☒ 建築（総合）基本設計図書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 立面図（各面） ・ 工事費概算書		1 部	A3 折図面	A4判 1部
☒ 建設予定地比較検討書 ・ CADデータ（Jww）		1 部	A3 折図面	A4判 1部
b. 建築（構造）				
☒ 建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 ・ 工事費概算書 ・ （ ）	各 1 部	（ ） 部	A3 折図面	A4判 1部
c. 電気設備				
☒ 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ・ 工事費概算書 ・ （ ）		1 部	A3 折図面	A4判 1部
d. 機械設備				
☒ 機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 ・ 工事費概算書 ・ （ ）		1 部	A3 折図面	A4判 1部
e. その他				
・ 透視図				

・ 模型 ・ リサイクル計画書 ・ 設計説明書 ・ () ・ ()	各 1 部 各 1 部	() 部 () 部		
f. 資料 ・ 各種技術資料 ・ 各記録書 ・ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) 目標値報告書 ・ グリーン庁舎評価システム (GBES) 目標値報告書 ・ グリーン診断・改修計画システム (GBES-Re) 目標値報告書 ・ () ・ () ・ ()	一式 一式 一式 一式	() 部 () 部 () 部 () 部		

- (注) : 建築（構造）の成果物は、建築（意匠）基本設計の成果物の中に含めることができる。
: 電気設備及び機械設備の成果物は、建築（意匠）基本設計の成果物の中に含めることができる。
: 建築（意匠）設計図は、適宜、追加してもよい。
: 成果物は、調査職員の指示により、製本とする。
: 電子データ等の提出については、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）」、「建築設計業務等電子納品要領（案）」及び「建築CAD図面作成要領（案）」による。

(2) 実施設計

成果物等	原図	白焼	製本 形態	適用 (A1版以外は特記)
a. 建築（総合）				
① 建築（総合）設計図 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 部分詳細図（断面含む） 建具表 総合仮設計画図			二つ折 製本	A4判 1部
② 建築確認申請図書 ・ 工事費概算書			A3 折図面	A4判 3部
b. 建築（構造）				
① 建築（構造）設計図 仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図			二つ折 製本	A4判 1部
② 建築確認申請図書			A3 折図面	A4判 3部
③ 構造計算書 ・ 工事費概算書				A4判 1部

成果物等	原図	白焼	製本 形態	適用 (A1版以外は特記)
d. 機械設備				
① 空気調和設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 屋外設備図			二つ折 製本	A4判 1部
① 給排水衛生設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 し尿浄化槽設備図 ごみ処理設備図 さく井設備図 屋外設備図 ・ 昇降機設備設計図 昇降機設備図 運送機設備図 ・ 空気調和設備設計計算書			二つ折 製本	A4判 1部
① 建築確認申請図書			A3 折図面	A4判 3部
① 給排水衛生設備設計計算書		1部		A4判 1部
・ 工事費概算書				ファイル綴じ・CD-R 共

成果物等	原図	白焼	製本 形態	適用 (A1版以外は特記)
e. 建築積算 ☒ 建築工事積算数量算出書 ☒ 建築工事積算数量調書 ☒ 見積書等関係資料 ・ 営繕工事積算チェックリスト ・ () ・ ()		1部 1部 1部		ファイル閉じ・CD-R 共 ファイル閉じ・CD-R 共 ファイル閉じ・CD-R 共
f. 電気設備積算 ☒ 電気設備工事積算数量算出書 ☒ 電気設備工事積算数量調書 ☒ 見積書等関係資料		1部 1部 1部		ファイル閉じ・CD-R 共 ファイル閉じ・CD-R 共 ファイル閉じ・CD-R 共
g. 機械設備積算 ☒ 機械設備工事積算数量算出書 ☒ 機械設備工事積算数量調書 ☒ 見積書等関係資料		1部 1部 1部		ファイル閉じ・CD-R 共 ファイル閉じ・CD-R 共 ファイル閉じ・CD-R 共
h. その他 ☒ 概略工事工程表				ファイル綴じ・CD-R 共
i. 資料 ☒ 各種技術資料 ・ 構造計算データ ・ 各記録書 ☒ CADデーター（Jww） ☒ 省エネ申請図書 ☒ 地盤調査報告書		1部 1部 1部		ファイル閉じ・CD-R 共 CD-R A4判 3部 ファイル閉じ

- (注) : 建築（構造）の成果物は、建築（意匠）実施設計の成果物の中に含めることができる。
: 積算数量算出書の作成は、営繕積算システムR I B C （（財）建築コスト管理システム研究所による）。
: 設計図は、適宜、追加してもよい。
: 成果物は、調査職員の指示により、製本とする。

(3) 図面枚数（建物解体設計のみ）

区分		一般構造（図面の縮尺及び注意事項）			参考枚数
建築設計	建築	解体建物平面図	1/100・1/200		2
		解体建物立面図	1/100・1/200		2
		解体建物断面図	1/100・1/200		1
		外構図	1/100・1/200		1
		外構部分詳細図	1/100・1/200		1
	積算	総 合	内訳書ファイル（工事内訳書） 数量計算書、見積比較表、見積り書等の作成		1式

備考欄

①改修前後がわかるように図面を作成すること。

- 1 設計図の作成は、概ね上表によるものとする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて併記してもよい。
- 2 この表にないもの又はこの表によることが適当でないものは、適宜作成する。
- 3 設計図書の最低必要枚数は、概ねA 2 版－ 7 枚程度とする。
- 4 各図面の縮尺については、当該縮尺に○印を付け、無印の場合は、協議の上決定する。
- 5 補修改修図については、補修前の状態と比較できるものとする。